

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書

尖閣諸島は、我が国固有の領土であることは歴史的・国際法的に明確であるが、中国が領有権を主張し、多くの漁船が違法操業を繰り返している。このまま放置すれば、我が国の領土保全は極めて不安定な状況になる恐れがあり、「尖閣を守る」国家の意思を明確に示す必要がある。

また、我が国は世界第6位の排他的経済水域面積を有し、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも国境となる離島の保全・振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進めていく必要がある。

よって、本市議会は、国及び政府に対し、海洋国家日本の国益を保全するため、下記事項の実現を速やかに進めるよう強く求める。

記

1. 我が国の領土、主権を毅然たる態度で守る意思を内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること。
2. 我が国の領土主権、排他的経済水域等の保全上、離島を振興する新法を制定すること。
3. 我が国の領土主権、排他的経済水域等の保全上、無人島について、国による土地収用に係る措置等を定めた新法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月28日

大 阪 府 茨 木 市 議 会